

公立大学法人青森県立保健大学の財務諸表の承認及び
利益処分の承認に係る確認について

1 確認の方針

- ・ 財務諸表は、住民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財政状態及び運営状況を適切に示す必要がある。
- ・ 知事による財務諸表の承認及び利益処分の承認にあたって、地方独立行政法人法第34条の規定により、評価委員会より意見を聴取することとなっているが、これに先立ち、「合規性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行った。

2 確認内容

(1) 合規性の遵守

チェック項目	チェック結果
提出期限は遵守されたか。	・ 6月末日までに財務諸表等が提出された。
必要な書類は全て提出されたか。	・ 以下の書類が提出された。 ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ② 決算報告書 ③ 事業報告書 ④ 監事の意見
監事の監査証明に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。	・ 監事の監査報告書は、適正意見表示であり、財務諸表の承認にあたり考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。	・ 財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。
計数は整合しているか。	・ 合計等の基本的な計数について、整合を確認した。
書類相互間における数値の整合は取れているか。	・ 主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。

チェック項目	チェック結果
行うべき事業を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 学生収容定員の充足率が90パーセントを満たしていることを業務実績報告書により確認した。
運営費交付金に係る会計処理は適正か。	<ul style="list-style-type: none"> 期間進行基準の適用事業について、運営費交付金債務全額が収益化されていることを確認した。 費用進行基準の適用事業について、費用の発生額と同額について運営費交付金が収益化され、その残額について、運営費交付金債務として残っていることを確認した。
利益処分の承認を受けようとする額は適正か。	<ul style="list-style-type: none"> 本県の承認基準に照らし、利益の発生理由及び利益処分の承認を受けようとする額の算出方法が、本県の承認基準に沿ったものであることを確認した。（別紙参照）

3 確認結果

(1) 財務諸表の承認

地方独立行政法人会計基準に照らし、記載項目の遺漏、数値の誤り等はなく、知事による財務諸表の承認にあたって、問題はないものとする。

(2) 利益処分の承認

本県の承認基準に照らし、利益処分の承認を受けようとする額に明らかな不適正はなく、知事による利益処分の承認にあたって、問題はないものとする。

利益処分の承認について（案）

単位：百万円

収入
運営費交付金 1171
自己収入（授業料等・雑収入） 608
受託研究等収入 40
1819

支出
教育研究経費 354
人件費 1192
一般管理費 188
受託研究等経費 45
収支決算上の差額 40
1779

差額の発生要因	
収入の増減	
・運営費交付金の減	△ 31
・自己収入の増	33
・受託研究等収入等の減	△ 53
計	△ 51
支出の増減	
・教育研究経費の増	94
・法人固有職員人件費の減	△ 11
・一般管理費の減	△126
・受託研究等経費等の減	△ 48
計	△ 91
収入の減△51 - 支出の減△91 = 40	

収益
収支決算上の収入 1819
収入がないが会計上収益とするもの 97
収入のうち会計上収益としないもの △45
21年度の収入を22年度に収益化したもの 31
物品受贈益 1
1903

費用
収支決算上の支出 1779
支出がないが会計上費用とするもの 97
支出のうち会計上費用としないもの △34
寄付受備品費等 1
その他 1
当期利益 59
1844

※1 収入がないが会計上収益とするもの ・資産見返負債戻入（固定資産の減価償却費相当分と相殺するため、会計上収益として計上する：公立大学法人特有の会計処理） ・授業料減免分等	83 14
※2 収入のうち会計上収益としないもの ・受託研究費・受託事業費、補助金等を精算により返還又は翌年度に繰り越す部分 ・運営費交付金、補助金等のうち固定資産を購入した部分（費用としない支出と相殺）	△11 △34
※3 21年度の収入を22年度に収益化したもの ・運営費交付金 ・寄附金	20 11
※4 支出がないが会計上費用とするもの ・固定資産の減価償却費（収益の資産見返負債戻入と相殺）等 ・奨学費（授業料の減免分）等	83 15
※5 支出のうち会計上費用としないもの ・運営費交付金等を財源に固定資産を購入した部分（会計上資産として計上されるため、費用として計上されない：収益としない収入と相殺）	△34

法人からの申請 目的積立金（教育研究の質の向上 並びに組織運営及び施設設備の改善積立金） 58,933,605 円	県の承認案 積立金（経営努力認定外） 0円 目的積立金（経営努力認定） 58,933,605円
--	---